

名古屋港管理組合公報

平成16年4月30日
(金曜日)
第329号

目次

告 示

- 港湾施設の使用開始…………… 1
- 港湾施設の変更…………… 1
- 臨港緑地の変更…………… 2

監 査 公 表

- 措置通知の公表…………… 4

公 告

- 行政文書の開示の実施状況…………… 4

審 議 会 事 項

- 名古屋港審議会委員の任免…………… 5

告 示

名古屋港管理組合告示第18号

次の港湾施設を設置し、平成16年5月1日から使用を開始する。

平成16年4月30日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

施設の種類の 鉄道基盤施設

名 称	面 積
臨港鉄道金城ふ頭線	平方メートル 31,136

名古屋港管理組合告示第19号

次の港湾施設は、平成16年4月20日から次のとおり変更した。

平成16年4月30日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

施設の種類の 荷さばき地

変更前

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
稲永ふ頭北D荷さばき地 (稲北D)	1 級	18号岸壁隣接	平方メートル 4,180	図による

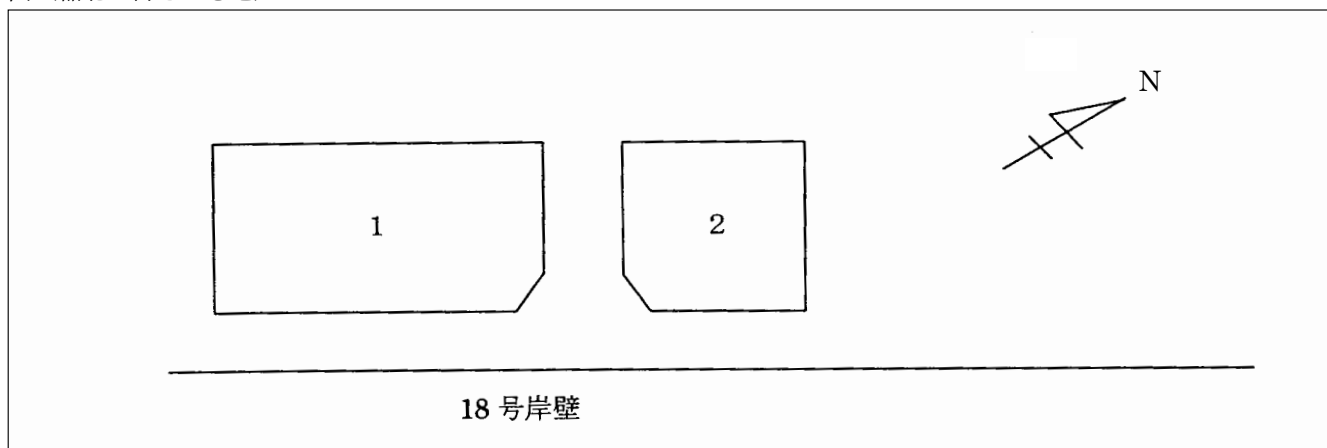
(図は省略)

変更後

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
稲永ふ頭北D荷さばき地 (稲北D)	1 級	18号岸壁隣接	平方メートル 4,924	図による

図（稲北D荷さばき地）



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 稲北Dの区画の面積は、1は3,032平方メートル、2は1,892平方メートルである。

名古屋港管理組合告示第20号

次の臨港緑地は、平成16年4月1日から次のとおり変更した。

平成16年4月30日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

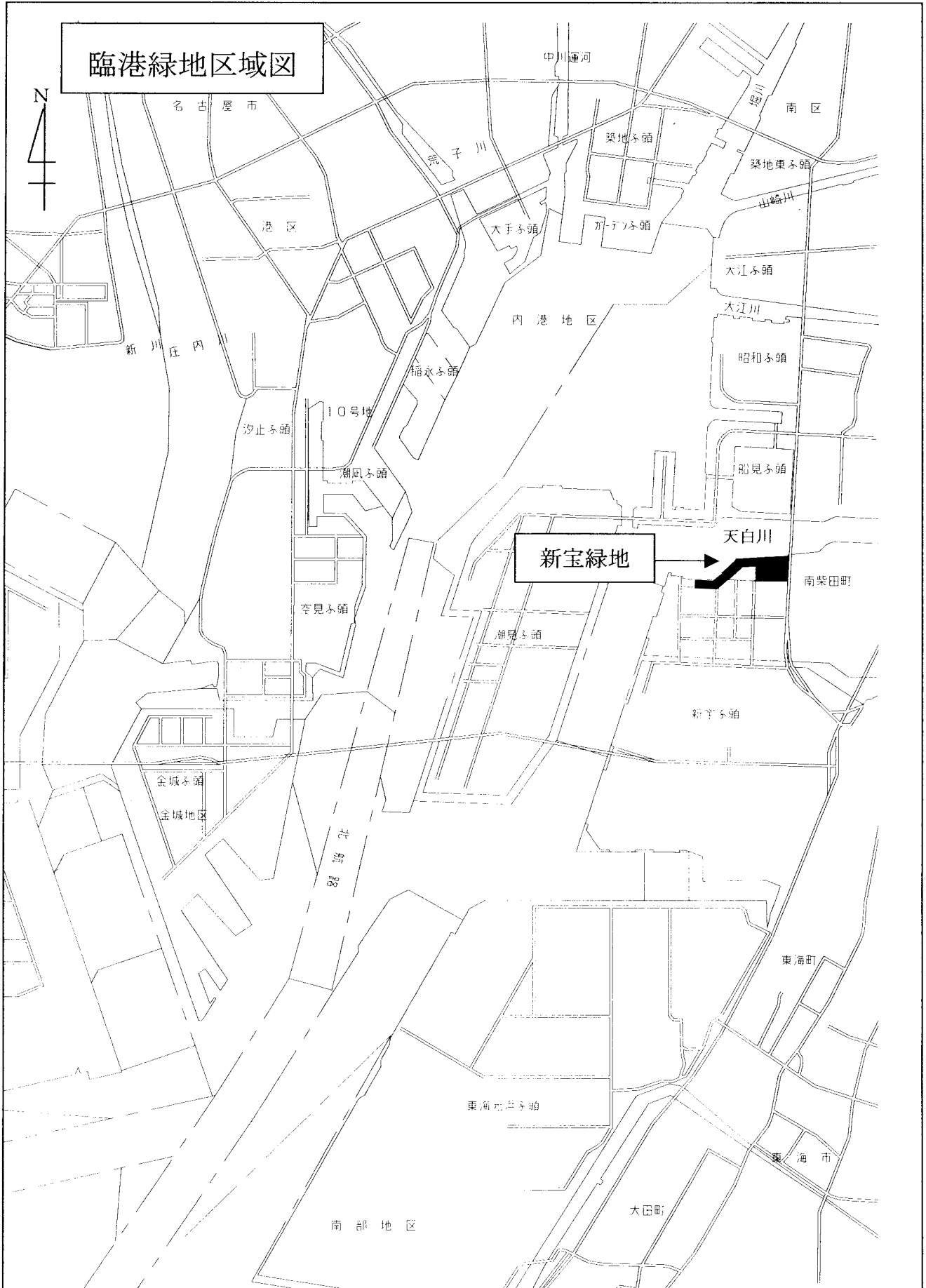
変更前

名 称	位 置	区 域	施設の概要
新宝緑地	東海市新宝町 507、507-7	別添図示 (略)	散策、休息施設

変更後（区域拡大）

名 称	位 置	区 域	施設の概要
新宝緑地	東海市新宝町 507、507-7	別添図示	散策、休息施設

臨港緑地区域図



監 査 公 表

監査公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき管理者から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成16年4月30日

名古屋港管理組合監査委員 小久保 三 夫
同 柳 田 昇 二
同 倉 坪 修 一

平成16年監査公表第1号分

指 摘 事 項	措 置
<p>支出事務 超過勤務手当において、未支給となっているものがあつた。 該当箇所 企画調整室</p> <p>このことについては、今後このようなことがないよう確認方法の見直し等是正措置を講じられたい。</p>	<p>是正措置 支給不足については、平成15年12月1日に追給の措置を講じた。 今後の防止改善策として、関係規定等の周知を図り、複数職員による確認を徹底する。</p>

公 告

名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合情報公開条例(平成12年条例第7号)第25条第2項の規定に基づき、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における行政文書の開示の実施状況を次のように公表する。

平成16年4月30日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

1 行政文書の開示の実施状況

実施機関	義務開示				任意開示				合計
	請求 件数	決定内容			申出 件数	決定内容			
		開示	一部 開示	不開示		開示	一部 開示	不開示	
管理者	2※ ^件	0 ^件	1 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件	2 ^件
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	0	1	0	0	0	0	0	2

※うち1件は、平成16年3月31日現在処理中

2 不服申立ての状況

不服申立て件数	処 理 状 況	
	審 査 中	
0 ^件	0 ^件	

審 議 会 事 項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。

今 崎 慎 司 (4月8日)

西 村 眞 (同)

吉 村 正義 (同)

笠 木 和雄 (4月12日)

林 岳 志 (4月15日)

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

奥 谷 俊 介 (4月19日)

稲 垣 隆 司 (同)

大 井 治 夫 (同)

鈴 木 和 雄 (同)

宮 本 勝 弘 (同)

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合